

通級指導教室支援センター機能担当者が 学校を支援します

発達障害のある児童生徒、聴覚や言語、視覚に障害のある児童生徒等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導の充実を図るため、市内に設置された通級指導教室の支援センター機能担当者が学校を訪問し、専門性を生かした支援を行います。

支援の内容

■ エリア内小中学校への支援

○巡回相談による実態把握、個別の教育支援計画等への助言

対象児童生徒について、指導場面の参観や学級担任からの相談を受けて、子どもの理解、対応方法、個別の教育支援計画等への助言を行います。

○研修の実施

校内研修会を開催する際に講師を派遣します。

○学校からの相談への対応

特別支援教育コーディネーターや学級担任が通級指導教室を訪問し、相談することもできます。

※ 情緒障害通級指導教室の支援センター機能担当者は、次のような支援も行います。

○「特別支援教室」設置・運営への支援

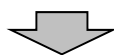
- ・ 「特別支援教室」の教室環境、活用方法、指導方法等について助言を行います。
- ・ 特別支援教育実践推進校を訪問し、校内支援体制や「特別支援教室」における指導等について助言を行います。

■ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会への参加

区ごとに開催される特別支援教育コーディネーター連絡協議会に参加し、情報提供、助言等を行います。

支援要請の手続き

- ① 巡回相談等を希望する学校は、校内委員会で支援目的・内容を検討の上、学校長が通級指導教室設置校長に電話等で依頼するとともに、特別支援教育コーディネーターが通級指導教室支援センター機能担当者に連絡し、日程や内容についての調整を行う。



- ② 派遣希望校は、「通級指導教室支援センター機能利用申請書（様式1）」を通級指導教室設置校長に提出する。通級指導教室設置校長は日程・内容等を確認したうえで、支援センター機能担当者の派遣についてご承諾願います。

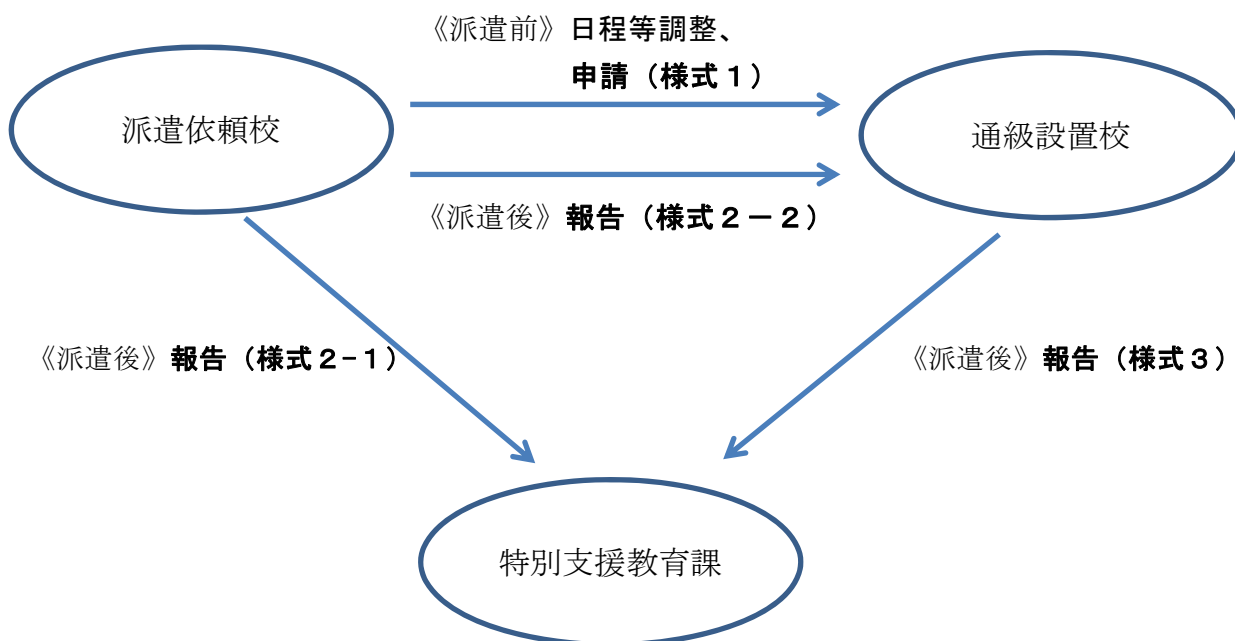


- ③ 巡回相談等終了後、派遣依頼校は「通級指導教室支援センター機能実施報告書【依頼校→特別支援教育課】（様式2-1）」及び「通級指導教室支援センター機能実施報告書【依頼校→通級設置校】（様式2-2）」を、依頼された支援センター機能担当者は「通級指導教室支援センター機能実施報告書【通級設置校→特別支援教育課】（様式3）」をそれぞれ提出する。

- ※ 学校を訪問する支援センター機能担当者は、通級指導教室が調整して決定します。
- ※ 区ごとの特別支援教育コーディネーター連絡協議会での助言や研修を依頼する際は、幹事校（区のチーフコーディネーターの在籍校）が派遣手続を行います。
- ※ 特別支援教育コーディネーターや学級担任が通級指導教室を訪問して相談する場合は、当該校と設置校の間で調整し、両校の学校長の了解を得て行ってください（特別支援教育課への連絡は不要です）。
- ※ 平成 30 年度から、本事業による派遣に係る旅費は全て学校費での負担となっています（特別支援教育課での支出は行いません）。通常の出張旅費と同様に教職員庶務事務システムで請求してください。その際、出張命令申請時の用件を、初期設定されている「その他【学校の旅費予算】」とし、「用件（その他）」に詳細を入力してください。

（参考）

事務手続きフロー図



通級指導教室支援センター機能推進事業実施要綱

制 定 平成 20 年 4 月 10 日教特教第 148 号（教育長決裁）

最近改正 令和 2 年 6 月 1 日教特教第 400 号（教育長決裁）

（趣旨・目的）

第 1 条 この事業は、横浜市立小・中・義務教育学校及び高等学校（以下、「学校」という。）に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、その教育的ニーズを把握し、個に応じた指導の充実を図るため、市内に設置された情緒障害、難聴・言語障害、弱視通級指導教室の支援センター機能担当者（以下、「支援センター機能担当者」という。）が、学校からの要請に応じ、学校における支援体制づくり等、教職員の指導力の向上のため専門性を生かした支援を行うことを目的とする。

（支援センター機能担当者）

第 2 条 横浜市に設置された情緒障害、難聴・言語障害、弱視通級指導教室に支援センター機能担当者を置く。

（支援センター機能担当者の指名）

第 3 条 支援センター機能担当者の指名は、通級指導教室設置校長が行う。

（支援センター機能担当者の任期）

第 4 条 支援センター機能担当者の任期は、指名の日から指名の日の属する年度末までとする。

（支援内容）

第 5 条 支援センター機能担当者の支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象となる児童生徒の教育的ニーズの把握、指導内容・方法に関する助言
- (2) 対象となる児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画に対する助言
- (3) 校内研修会、事例検討会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会における助言等
- (4) その他、児童生徒や学校の状況に応じ必要となる助言
- (5) 学校における校内委員会の円滑な運営等、支援体制（教員と児童生徒、教員と保護者、教員間や地域の専門機関等との連携）についての助言
- (6) 特別支援教室の設置・運営に関する助言

（派遣の要件）

第 6 条 支援センター機能担当者の派遣要件は、次のとおりとする。

- (1) 指導や支援を行う上で困難が見られる児童生徒について、校内委員会において実態把握や情報収集を行い、個別の教育支援計画、個別の指導計画の策定を検討している場合
- (2) 望ましい教育的対応についての専門的助言を必要とする場合

(3) 教職員の指導力向上のために研修を必要とする場合

(派遣手続)

第7条 支援センター機能担当者の派遣手続きは、別に定める「通級指導教室支援センター機能推進事業実施要領」による。

(研修)

第8条 教育委員会は、支援センター機能担当者に支援内容・方法について研修を行う。

(事務局)

第9条 支援センター機能担当者派遣の事務は、教育委員会特別支援教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援センター機能担当者の派遣に必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

通級指導教室支援センター機能推進事業実施要領

制 定 平成 20 年 4 月 11 日教特教第 89 号（教育長決裁）

最近改正 令和 2 年 6 月 1 日教特教第 400 号（教育長決裁）

1 趣旨・目的

この事業は、横浜市立小・中・義務教育学校及び高等学校（以下、「学校」という。）に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、その教育的ニーズを把握し、個に応じた指導の充実を図るため、市内に設置された情緒障害、難聴・言語障害、弱視通級指導教室それぞれの支援センター機能担当者（以下、「支援センター機能担当者」という。）が、学校からの要請に応じ、学校における支援体制づくり等、教職員の指導力が向上するよう専門性を生かした支援を行うことを目的とする。

2 通級指導教室支援センター機能担当者

横浜市に設置された情緒障害、難聴・言語障害、弱視通級指導教室に支援センター機能担当者を置く。支援センター機能担当者は、通級指導教室の専門性を生かし、特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍する学校への支援を行う。

3 担当エリア

通級指導教室の各担当エリアは、別紙のとおりとする。

4 支援内容

支援センター機能担当者の支援内容は、次のとおりとする。

- （1）対象となる児童生徒の教育的ニーズの把握、指導内容・方法に関する助言
- （2）対象となる児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画に対する助言
- （3）校内研修会、事例検討会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会における助言等
- （4）その他、児童生徒や学校の状況に応じ必要となる助言
- （5）学校における校内委員会の円滑な運営等、支援体制（教員と児童生徒、教員と保護者、教員間や地域の専門機関等との連携）についての助言
- （6）特別支援教室の設置・運営に関する助言

5 派遣申請から報告書提出までの手順

- （1）支援センター機能担当者の派遣を希望する学校長は、担当エリアの通級指導教室と訪問日時の調整を行い、「通級指導教室支援センター機能利用申請書（様式 1）」に必要事項を記入し、支援センター機能担当者が所属する学校長（以下、「通級設置校長」という。）あてに申請する。
- （2）支援センター機能担当者は、自らが所属する通級設置校長の確認・了承を得た上で、依頼を受けた学校を訪問し、依頼内容に応じた助言等を行う。
- （3）派遣依頼をし、支援を受けた学校長は「通級指導教室支援センター機能実施報告書

（様式 2・1）」を特別支援教育課長あてに、「通級指導教室支援センター機能実施報告書（様式 2・2）」を通級設置校長あてに提出する。

また、依頼を受け支援を行った支援センター機能担当者は「通級指導教室支援センター機能実施報告書（様式 3）」を特別支援教育課長あてに提出する。

なお、各報告書は原則として派遣後 1 週間以内に作成し提出するものとする。

附則

（施行期日）

この実施要領は、平成 20 年 4 月 15 日から施行する。

この実施要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(別紙) 通級指導教室担当エリア

〈情緒障害通級指導教室〉

平沼小学校	西区 中区 南区
戸塚小学校	戸塚区
綱島小学校	港北区
八景小学校	金沢区 磯子区
市ヶ尾小学校	青葉区
左近山小学校	旭区 瀬谷区
荏田東第一小学校	都筑区
寺尾小学校	鶴見区 神奈川区
十日市場小学校	緑区
小坪小学校	港南区 栄区
西が岡小学校	泉区
仏向小学校	保土ヶ谷区
共進中学校	鶴見区 神奈川区 西区 中区 南区
鴨志田中学校	港北区 緑区 青葉区 都筑区
洋光台第一中学校	港南区 磯子区 金沢区 戸塚区 栄区
左近山中学校	保土ヶ谷区 旭区 泉区 瀬谷区

〈難聴・言語障害通級指導教室〉

幸ヶ谷小学校	鶴見区 神奈川区
東小学校	西区 中区 南区
平沼小学校	西区 保土ヶ谷区
洋光台第二小学校	港南区 磯子区 栄区
綱島小学校	港北区
八景小学校	金沢区
戸塚小学校	戸塚区
市ヶ尾小学校	緑区 青葉区 都筑区
左近山小学校	保土ヶ谷区 旭区 泉区 瀬谷区
藤が丘小学校（言語のみ）	緑区 青葉区
西が岡小学校（言語のみ）	泉区
共進中学校	鶴見区 神奈川区 西区 中区 南区
鴨志田中学校	港北区 緑区 青葉区 都筑区
洋光台第一中学校（言語のみ）	港南区 磯子区 金沢区 戸塚区 栄区
左近山中学校（言語のみ）	保土ヶ谷区 旭区 泉区 瀬谷区
ろう特別支援学校	市内全域

〈弱視通級指導教室〉

盲特別支援学校	市内全域
---------	------

※通級児童生徒がいる学校については、担当エリアにかかわらず支援を行います。